

I 子育て・生活支援

ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業

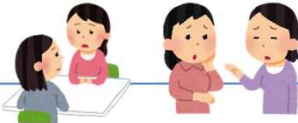
事業名			支援内容	実績等
母子・父子自立支援員による相談・支援			ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。	(勤務場所) 原則、福祉事務所 (配置状況) 1,788人 (常勤481人 非常勤1,307人) (相談件数) 677,337件
ひとり親家庭等日常生活支援事業			修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	(派遣延件数) 23,305件
ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等生活支援事業	相談支援事業	ひとり親家庭等が直面する様々な課題に対応するために相談支援を行う。	(相談延件数) 37,937件
		家計管理・生活支援講習会等事業	家計管理、こどものしつけ・育児や健康管理などの様々な支援に関する講習会を開催する。	(受講延件数) 6,218件
		学習支援事業	高等学校卒業程度認定試験の合格のために民間事業者などが実施する対策講座を受講している親等に対して、補習や学習の進め方の助言等を実施する。	(利用延件数) 81件
		情報交換事業	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを相談しあう場を設ける。	(開催回数) 393回
		短期施設利用相談支援事業	母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般等に関する相談や助言の実施、ひとり親家庭の状況に応じた各種支援の情報提供、必要に応じて施設入所に関する福祉事務所等関係機関との連絡・調整を行う。	(利用件数) 43件
	こどもの生活・学習支援事業		ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。	(利用延人数) 278,947人
母子生活支援施設			配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。	施設数: 215か所 定員: 4,441世帯 現員: 3,135世帯
ひとり親家庭住宅支援資金貸付			母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付を行う。	(貸付件数) 703件

(注) 母子・父子自立支援員、母子生活支援施設: 令和3年度末現在

母子・父子自立支援員による相談・支援

設 置

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）及び福祉事務所設置町村長が、社会的信望があり、かつ、その職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、母子・父子自立支援員を委嘱。
 - ・ 勤務場所 原則、福祉事務所
 - ・ 設置状況 1,788人（常勤481人、非常勤1,307人）【令和3年度末】
- 【参 考】
- 平成26年母子及び父子並びに寡婦福祉法改正において、都道府県及び市等に、母子・父子自立支援員を始めとするひとり親家庭等の自立支援に従事する人材の確保や資質の向上を図るための研修を行う等の措置を講ずることの努力義務化。
 - 平成28年児童福祉法等改正法において、母子・父子自立支援員の非常勤規定を削除。



職 務

- ひとり親家庭及び寡婦に対し、
 - ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法及び生活一般についての相談指導等
 - ② 職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談指導等
 - ③ その他自立に必要な相談支援
 - ④ 母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関する相談・指導などの業務を実施。

《研修実践例》

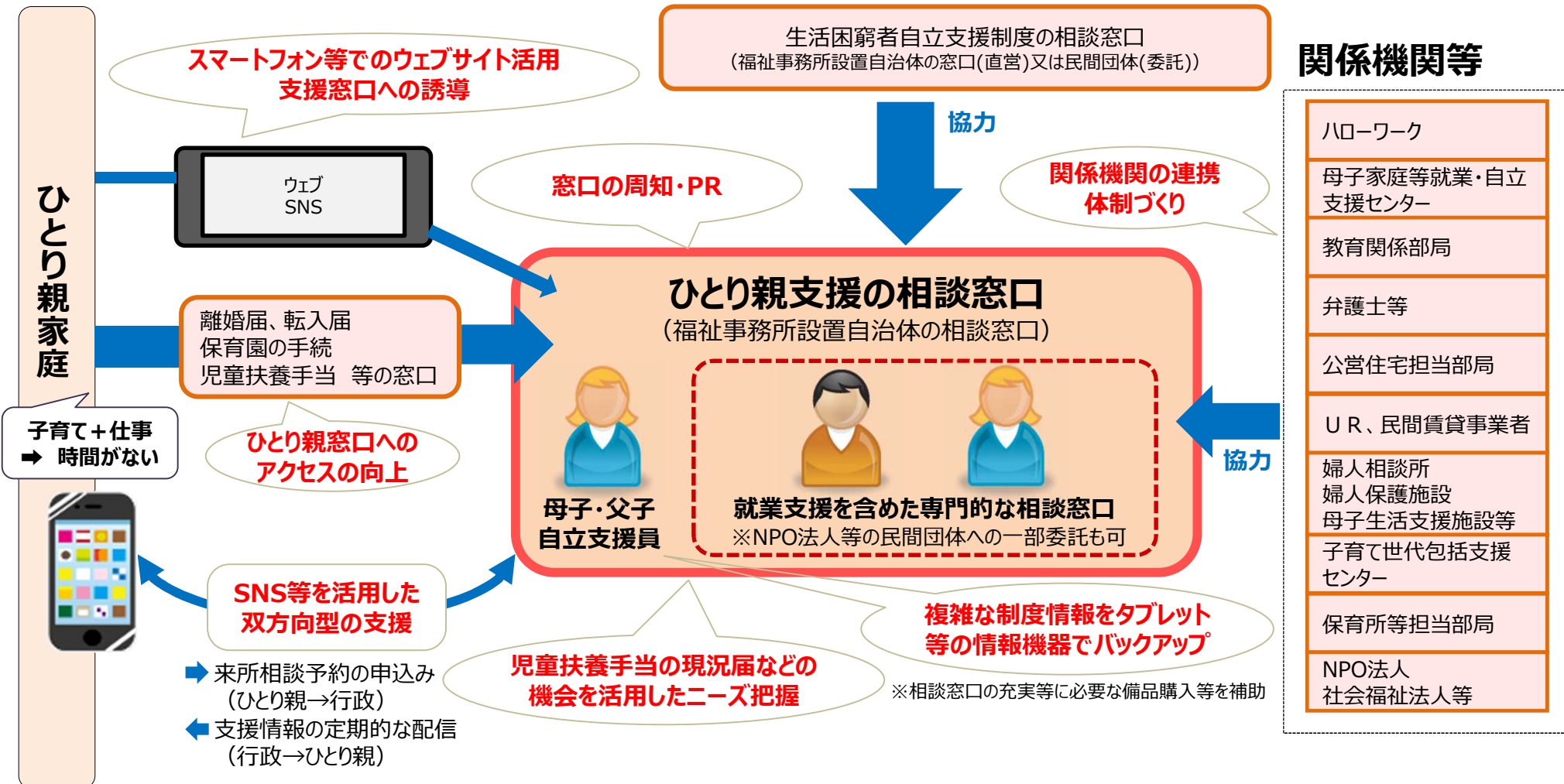
- 埼玉県の自立支援員研修（年3回、半日で実施）の内容
 - ・ 専門家による講演
 - ・ 県の施策の説明（年度当初には新規事業を含む）
 - ・ 県外で実施されている全国やブロック単位での研修会の参加報告（県内から2名程度が参加）
 - ・ 施設見学又は施設紹介（DVを対象としたシェルターやステップハウス など）

相談件数《令和3年度》

		生活 一般	再掲			児童	経済的 支援・ 生活援護	再掲		その他	合計
			うち 就労	うち配偶者 等の暴力	うち養育費			うち福祉 資金	うち児童 扶養手当		
母子・ 寡婦	件数	205,958	76,317	13,310	10,223	62,395	372,968	201,688	113,361	13,440	654,761
	割合	31.5%	11.6%	2.0%	1.6%	9.5%	57.0%	30.8%	17.3%	2.1%	100.0%
父子	件数	6,012	1,538	170	303	3,810	12,586	5,770	4,168	168	22,576
	割合	26.6%	6.8%	0.8%	1.3%	16.9%	55.7%	25.6%	18.5%	0.7%	100.0%
合計	件数	211,970	77,855	13,480	10,526	66,205	385,554	207,458	117,529	13,608	677,337
	割合	31.3%	11.5%	2.0%	1.6%	9.8%	56.9%	30.6%	17.4%	2.0%	100.0%

自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、実情を踏まえた、**ワンストップで寄り添い型支援**を行うことができる体制を整備



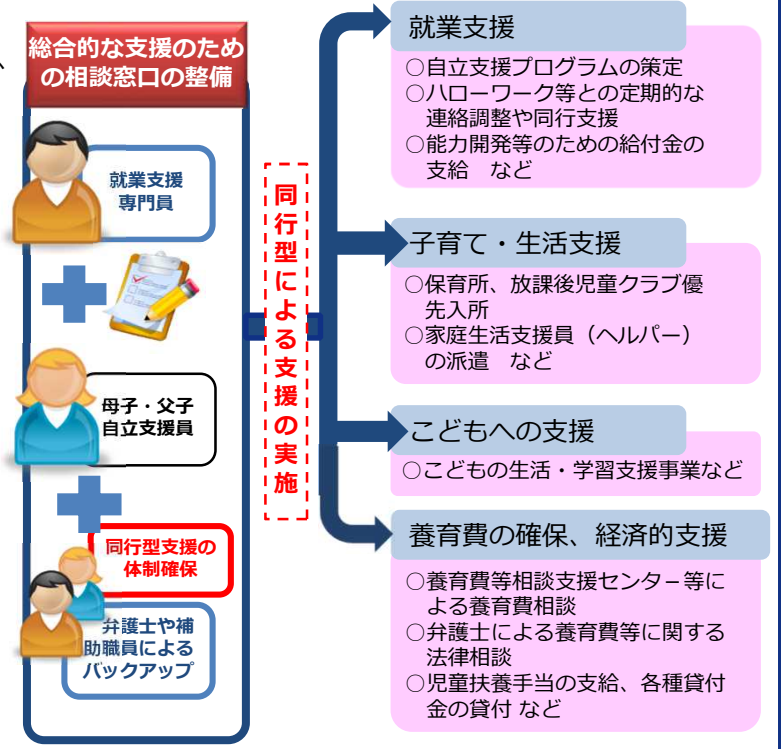
母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- （1）就業支援専門員配置等事業【1か所あたり年額5,000千円】**
「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、
①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。
- （2）集中相談事業【1か所あたり年額3,100千円】**
児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。
- （3）相談支援体制強化事業（R4～）**
ア 弁護士・臨床心理士等による相談対応支援【1か所あたり年額2,190千円】
母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。
イ 補助職員配置支援【1か所あたり年額4,498千円】
母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。
ウ 夜間・休日対応支援【1か所あたり年額1,627千円】※土日対応を行う場合
ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。
- 新 エ 同行型支援（新規）【1か所あたり年額1,782千円】**
ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、新たに同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・一般市等
【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2
【事業実績】

就業支援専門員の配置状況等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
配置人数	36名	52名	61名	74名	93名	98名	103名
相談対応件数（延べ数）	8,456件	12,553件	19,091件	26,169件	27,959件	37,268件	38,171件

ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

令和4年度第2次補正予算：1.8億円

1 事業の背景・目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**I T 機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、I T 機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。

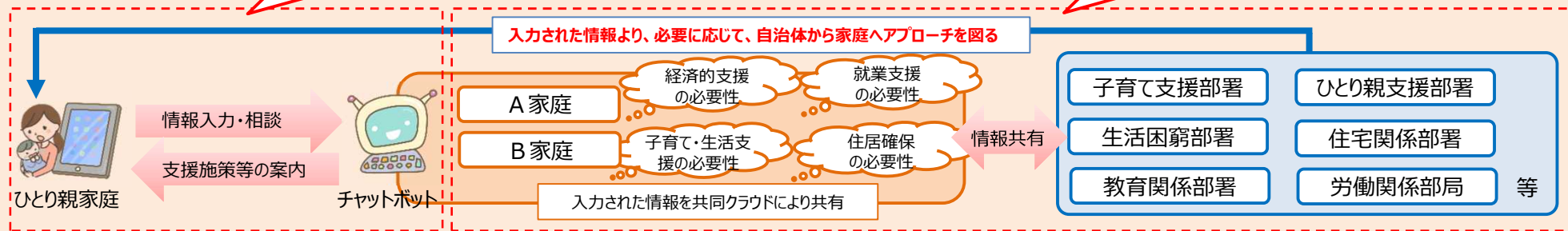
2 事業の概要・スキーム

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、I T 機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。

<事業イメージ>

チャットボットによる支援
制度・担当窓口の案内

共同クラウドによる
情報共有



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】 1自治体あたり 30,000千円

【補助率】 国：3/4、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/4

ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業【令和3年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援へ繋ぐことができるよう相談支援体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市及び福祉事務所設置町村（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】 国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

【補助単価】 1か所あたり 2,200千円

ひとり親家庭等日常生活支援事業【昭和50年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行う。
 - (1) 一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - 技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由
 - 疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、出張、学校等の公的行事の参加等の社会通念上必要と認められる事由
 - (2) 定期的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - 就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等
(乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭に限る。)
- 実施場所：生活援助…ひとり親家庭等の居宅
保育等のサービス…家庭生活支援員の居宅又は児童館、母子生活支援施設等のひとり親家庭等が利用しやすい適切な場所など

- 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（例えば、食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品等の買い物）を行う
- 保育等のサービスは、乳幼児の保育、こどもの生活指導などを行う



3 実施主体等

		【補助基準額】	
【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村 (事業の一部を民間団体等に委託可)	1 事務費分	1 か所当たり	4,128千円
	2 派遣手当分	1 時間当たり	
【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	①子育て支援		②生活援助
	(深夜、早朝以外9:00～18:00)		(深夜、早朝以外9:00～18:00)
【R3実績】実件数 2,663件 延べ件数 23,305件	(深夜、早朝)		900円
	(講習会会場)		1,120円
	(宿泊分)		1,350円
	(移動時間)		4,480円
		1,860円	1,860円
			2,325円
			1,860円

ひとり親家庭等生活向上事業

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、こどものしつけ・育児又は自身やこどもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。また、ひとり親家庭の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

1. ひとり親家庭等生活支援事業

- ① 相談支援事業
育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する。
また、地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等による訪問・出張相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。
- ② 家計管理・生活支援講習会等事業
家計管理、こどものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催等を実施する。
- ③ 学習支援事業
高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭の親に対して学習支援を実施する。

- ④ 情報交換事業
ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。
- ⑤ 短期施設利用相談支援事業
母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般等に関する相談や助言の実施、ひとり親家庭の状況に応じた各種支援の情報提供、必要に応じて施設入所に関する福祉事務所等関係機関との連絡・調整を行う。

2. こどもの生活・学習支援事業

- ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行うことによりひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。

3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村
(事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)
- 【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
- 【実施自治体数】 897か所《令和3年度》

【補助基準額】

1. ひとり親家庭等生活支援事業

- (1) 1か所当たり最大 11,699千円
- (2) 地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に①に加算する額 4,420千円

2. こどもの生活・学習支援事業

- 生活指導・学習支援
 - (1) 事務費 1実施主体当たり 2,746千円
 - (2) 事業費(集合型) 実施日数に応じた額(1箇所当たり)
週2日以下：4,898千円、週3日：7,346千円、
週4日：9,795千円、週5日以上：12,244千円
 - (3) 事業費(派遣型)
1回の訪問が1日の場合：10,420円 × 訪問延回数
1回の訪問が半日以内の場合：6,700円 × 訪問延回数
 - (4) 実施準備経費(1実施場所当たり)
 - ① 改修費等 4,000千円
 - ② 礼金及び賃借料(実施前月分) 600千円
- 食事の提供
1事業所当たり 3,500千円
- 連携体制整備
1実施主体当たり 453千円

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。

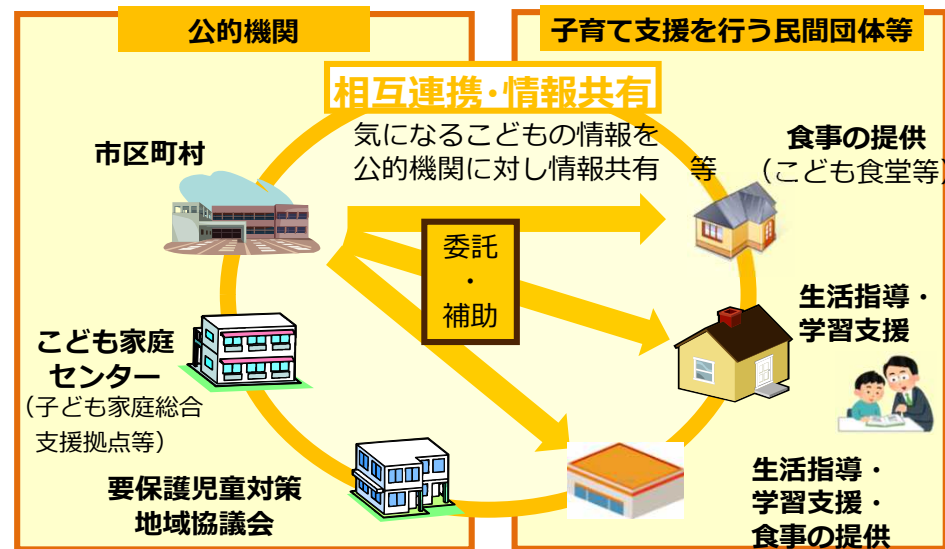
※ こども家庭庁の発足を踏まえ、こども食堂等への補助事業である「地域子供の未来応援交付金」（内閣府）を本事業に統合。

2 事業の概要・スキーム

- 地域の実情に応じて、以下の①から③の支援を組み合わせる。
 - ①基本的な生活習慣の取得支援や生活指導
 - ②学習習慣の定着等の学習支援
 - ③食事の提供
- 地域における支援体制を確立するため、関係機関の連携体制の整備を地域の実情に応じて実施する。

【扩充内容】

- (1) 食事の提供にかかる費用を新たに補助する。
※③のみの実施も可能とするが、こども食堂等が適切に市区町村（こども家庭センターや要対協等）と連携することを要件とする。
- (2) 関係機関の連携体制の整備にかかる費用を補助する。
- (3) 「地域子供の未来応援交付金」からのスムーズな移行を進めるための自治体負担の激変緩和措置及びこれまで市区町村と連携が図られていなかった事業者が自治体と連携して事業を行えるよう、通常より高い国庫補助率を特例的に設定する。



3 实施主体等

- 【実施主体】 都道府県・市区町村
 【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2（上記2(3)の場合の特例：国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3）
 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4（上記2(3)の場合の特例：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6）

【補助単価】

○生活指導・学習支援

- | | | |
|------------------|-------------|--|
| (1) 事務費 | 1事業所当たり | 2,746千円 |
| (2) 事業費（集合型） | 1事業所当たり | 4,898千円（週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる） |
| (3) 事業費（アウトリーチ型） | 1回の訪問が1日の場合 | 10,420円／回（半日以内の場合 6,700円） |
| (4) 実施準備経費 | 1事業所当たり | ① 改修費等 4,000千円
② 礼金及び賃借料（実施前月分） 600千円 |

○食事の提供

- 1事業所当たり 3,500千円

○連携体制整備

- 1 実施主体当たり 453千円

事業の概要

【事業内容】

- 感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費の支援
 - ・ 感染者や濃厚接触者が発生した事業所において、消毒や清掃に要する費用等のほか、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）を補助する。

【実施主体】 都道府県・市町村

【対象事業者】 ひとり親家庭に対する子どもの生活・学習支援事業を実施する者

【補助基準額】 1 か所当たり：500千円

【補助率】 国：1／2、都道府県・市町村：1／2

母子生活支援施設の概要

1. 目的

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第38条）

- ＜対象者の具体例＞
- ・ 経済的に困窮している女子、配偶者からの暴力を受けている女子

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所設置町村

3. 設備について

母子室（調理設備、浴室、便所、1世帯1室以上、30㎡以上）、集会、学習等を行う室、相談室、保育所に準ずる設備（付近の保育所等が利用できない場合）、静養室（乳幼児30人未満）、医務室及び静養室（乳幼児30人以上）

4. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員(加算職員を含む)
施設長	必置	1人
母子支援員	必置	10世帯未満 1人 10～19世帯 2人 20世帯以上 3人 ※40世帯以上の場合 1人加算(非常勤)
保育士	必置(ただし、保育所に準ずる設備がある場合に限る)	1乳幼児30人につき1人(ただし1人を下ることはできない) ※保育機能強化加算 1人加算
少年指導員兼事務員	必置	10世帯以上 1～2人 20世帯以上 2～3人 30世帯以上 2～4人 ※40世帯以上の場合 1人加算(非常勤)
心理療法担当職員	必置(ただし、心理療法を行う必要がある母子が10人以上いる場合に限る)	1～2人
個別対応職員	必置(ただし、DV等により個別支援を必要とする母子がいる場合に限る)	1人

5. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所世帯	入所児童数
215か所	4, 441世帯	3, 135世帯	5, 293人

(出典) 福祉行政報告例 (令和4年3月末現在)

ひとり親家庭住宅支援資金貸付【令和3年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要な資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、こどもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 【対象者】
児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者
- 【貸付額等】
貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸付
償還期限：都道府県知事等が定める期間
利 息：無利子
償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき
死亡又は障害により償還することができなくなったとき
長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過
償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

3 実施主体等

- 実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）
- 実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9／10相当）
※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担（特別交付税措置）

4 貸付実績（令和3年度）

- 貸付件数：703件
- 貸付金額：1億2982万円

ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業

令和4年度第二次補正予算：25億円

1 事業の目的

困窮するひとり親家庭等や要支援世帯の子ども等を対象とした、こども食堂など、こどもの居場所や食への支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

【1】国⇒中間支援法人

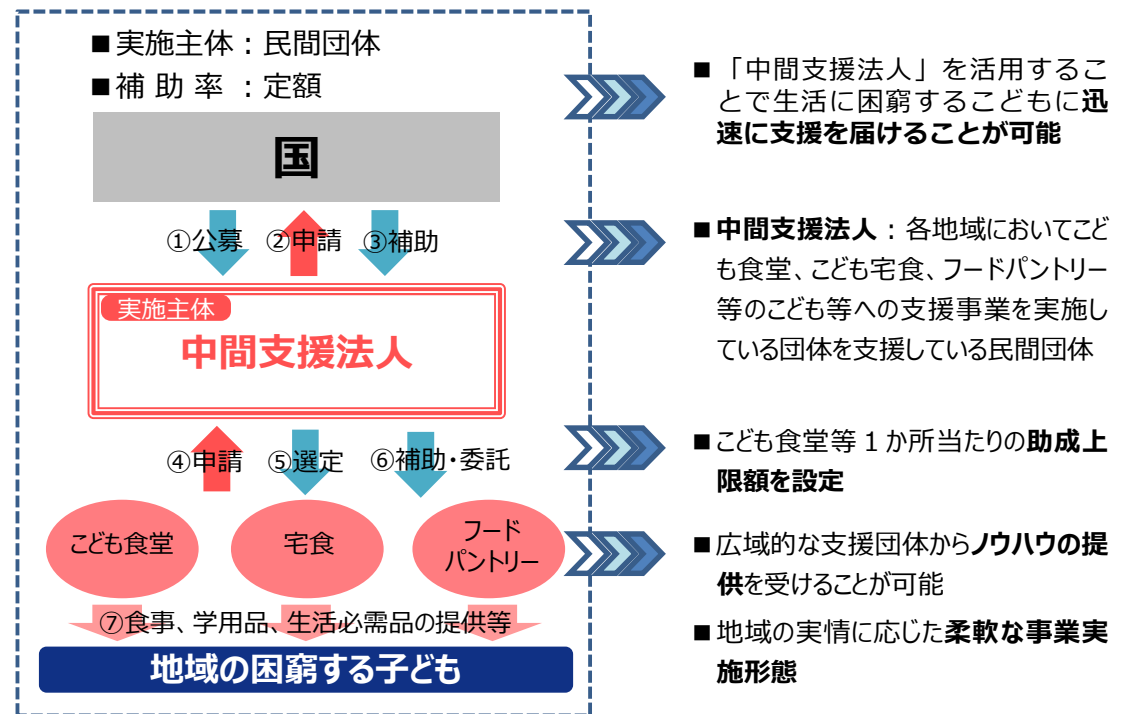
- こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

【2】中間支援法人⇒こども食堂等

- こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】こども食堂等⇒ひとり親家庭等の子ども

- ひとり親世帯等の子どもに食事の提供等を行う。



3 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人あたり 350,000千円

【補助率】 国：10/10